

## 大綱の策定について

### 1 現 状

現総合計画及び子ども教育ビジョンは、平成 27 年度が最終年度であることから、現在、総合計画は企画財政部で、子ども教育ビジョンは教育委員会で、新たな計画の策定に向けて取り組んでいます。

### 2 基本的方向

大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める」とされておりますことから、総合計画との整合を図るとともに、教育の政治的中立性、継続性及び安定性を確保することを考慮し、総合教育会議での協議を踏まえ、市長が定めるものとします。

### 3 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年間とします。

なお、計画期間の途中であっても、総合教育会議が大綱の見直しを必要と認めた場合は、総合教育会議で協議のうえ改正します。

以 上